

# 楽天セキュアビジネスネットサービス契約約款

平成30年12月1日

楽天コミュニケーションズ株式会社

## 楽天セキュアビジネスネットサービス契約約款

### 目次

第1章 総則	5
第1条 (約款の適用)	5
第2条 (約款の変更)	5
第3条 (協議)	5
第4条 (用語の定義)	5
第2章 サービスの種類および提供区域	7
第5条 (サービスの種類および内容)	7
第6条 (サービスの品目)	9
第7条 (提供区域)	13
第3章 利用契約	13
第8条 (契約の単位)	13
第9条 (契約申込の方法)	13
第10条 (契約申込の承諾)	13
第11条 (最低利用期間)	14
第12条 (契約事項の変更)	14
第4章 権利の譲渡および承継等	14
第13条 (権利の譲渡禁止)	14
第14条 (契約者の地位の承継)	15
第15条 (契約者の氏名等の変更)	15
第15条の2 (インターネットサービスの転用)	15
第5章 ドメイン名およびIPアドレスの代行申請および接続専用線の収容	15
第16条 (ドメイン名およびIPアドレスの代行申請等)	15
第17条 (接続専用線)	16
第18条 (接続専用線の収容アクセスポイント)	16
第6章 端末設備等	16
第19条 (回線接続装置の設置)	16
第20条 (契約者端末設備の接続)	17
第21条 (利用者回線の契約者端末設備等)	17
第22条 (契約者端末設備等に異常がある場合の検査)	17
第7章 自営電気通信設備等	17
第23条 (自営電気通信設備等の接続)	17
第24条 (自営電気通信設備等に異常がある場合の検査)	18

第25条 (契約者の維持責任)	18
第8章 料金等	18
第26条 (料金の適用)	18
第27条 (料金の計算方法)	18
第28条 (料金等の支払)	20
第29条 (使用権)	20
第30条 (割増金)	20
第31条 (延滞利息)	21
第32条 (消費税の取扱い)	21
第33条 (端数処理)	21
第9章 損害賠償	21
第34条 (損害賠償)	21
第35条 (当社の免責)	22
第10章 利用停止および契約の解除	22
第36条 (利用停止)	22
第37条 (当社が行う契約の解除)	22
第38条 (契約者が行う契約の解除)	23
第11章 保守	23
第39条 (当社の維持責任)	23
第40条 (サービス提供の中断)	23
第41条 (設備の修理または復旧)	23
第42条 (通信利用の制限)	24
第12章 雑則	24
第43条 (通信の秘密と発信者情報の開示)	24
第44条 (契約者の義務)	24
第45条 (契約者に帰属する情報の管理)	25
第46条 (契約者からの接続専用線の設置場所の提供等)	26
第47条 (技術的事項)	26
第48条 (会社名等の取扱い)	26
第49条 (反社会的勢力の排除)	26
附則	27
別表ー1 本サービスの料金表	29
料金明細表1	30
料金明細表2	31
料金明細表3	32
料金明細表4	33

料金明細表 5 .....	33
料金明細表 6 .....	36
料金明細表 7 .....	37
料金明細表 8 .....	39
料金明細表 9 .....	40
料金明細表 1 0 .....	42
料金明細表 1 1 .....	47
別表－2 本サービスの基本的な技術的事項 .....	62

## 楽天セキュアビジネスネットサービス契約約款

### 第1章 総則

#### 第1条 (約款の適用)

楽天コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第31条の3第1項及び第31条の4第5項の規定に基づきこの楽天セキュアビジネスネットサービス契約約款（以下「本約款」といいます。）を定め、これにより楽天セキュアビジネスネットサービスおよびSANNETインターネットサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供します。

#### 第2条 (約款の変更)

当社は、契約者の承諾を得ることなく本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本約款によります。

#### 第3条 (協議)

本約款に記載のない実施上必要な細目については、契約者と当社との協議によって定めるものとします。

#### 第4条 (用語の定義)

本約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
(1) 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
(2) 電気通信回線	電気通信設備たる回線
(3) 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること
(4) 楽天セキュアビジネスネットサービスおよびSANNETインターネットサービス	本約款に基づき当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、接続専用線または利用者回線を介してファイル転送、電子メール等を提供するもの
(5) 楽天セキュアビジネスネット専用線サービス	本約款に基づき当社が契約者に提供する電気通信サービスであって、契約者の申込み等により当社の提供する区間において、電気通信をおこなう専用回線を提供するもの
(6) 楽天セキュアビジネスネットデータセンター接続サービス	データセンターに收容されている当社ネットワーク接続装置と契約者のネットワーク接続装置とを電気通信回線により結んで、インターネットプロトコルによる相互通信を提供するサービス

(7) インターネット設備	本サービスを提供するための電気通信設備
(8) 接続専用線	本サービスの提供にあたって、当社が、第一種電気通信事業者（事業法第9条第1項の許可を受けた者をいいます。以下同じとします。）から専用サービスを受けて契約者に提供する電気通信回線
(9) 公衆回線	契約者が本サービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者から電話サービス契約約款に基づいて提供される電気通信回線
(10) I S D N回線	契約者が本サービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者から総合デジタル通信サービス契約約款に基づいて第1種総合デジタル通信サービスにより提供される電気通信回線
(11) ブロードバンド回線	契約者が本サービスの利用にあたって、電気通信事業者から提供を受けているD S L回線および光アクセス回線
(12) 利用者回線	契約者が本サービスの利用にあたって、第一種電気通信事業者から提供を受けている公衆回線、I S D N回線またはブロードバンド回線
(13) ダイアルアップ型 I P 接続サービス	端末型ダイアルアップ I P 接続サービス、教育機関向け端末型ダイアルアップ I P 接続サービス、SOHOダイアルアップ I P 接続サービスおよび個人向け端末型ダイアルアップ I P 接続サービスの4つのサービスの総称
(14) アクセスポイント	接続専用線等を収容するためのインターネット設備が設置されている当社の事業所
(15) 回線接続装置	変復調装置、回線終端装置およびこれら装置に付随する機器または類似する機器であって、当社が本サービス契約時に定めるもの
(16) 端末設備	接続専用線の一端または利用者回線に接続される電気通信設備（回線接続装置を除きます。）であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
(17) 端末設備等	端末設備および回線接続装置
(18) 自営電気通信設備	第一種電気通信事業者および当社以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備等以外のもの
(19) ドメイン名	株式会社日本レジストリサービス等によって割り当てられる組織を示す名前
(20) I P アドレス	インターネットプロトコルとして定められているネットワークアドレス
(21) 識別符号	契約者を識別するために作成される英字、数字および記号等の組合せ。（ユーザ I D およびパスワードのいずれか一方またはそれらの両方。）
(22) 使用权	契約者が本サービスの料金等の支払いを要する場合、これをもって料金等の支払いに充当しうると、当社が第29条に基づき特別に認めた

	権利
(23) データ転送量	当社の電気通信設備で伝送するデータ量
(24) 上り	電気通信回線を介して利用者端末設備等から当社の電気通信設備へのデータ伝送
(25) 下り	電気通信回線を介して当社の電気通信設備から利用者端末設備等へのデータ伝送

## 第2章 サービスの種類および提供区域

### 第5条 (サービスの種類および内容)

本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
楽天セキュアビジネスネットワーク専用線サービス	契約者が指定する2つ以上の場所に設置されるネットワーク接続装置間を接続しデータ伝送をおこなうサービス。
楽天セキュアビジネスネットワークE C O専用線 I P接続サービス	契約者が指定する場所に設置される回線接続装置と、当社のアクセスポイントに設置される回線接続装置を接続専用線により接続し提供するインターネットプロトコルの本サービスの中で、I Pアドレスを8個に限定し、監視など機能を省略して提供するもの
楽天セキュアビジネスベストエフォート型高速専用線 I P接続サービス	契約者が指定する場所に設置される回線接続装置と、当社のアクセスポイントに設置される回線接続装置を接続専用線により接続し提供するインターネットプロトコルの本サービスの中で、I Pアドレスを8個に限定し、監視など機能を省略し、かつ複数の契約者により帯域を共有して提供するもの
楽天セキュアビジネスネットワーク専用線 I P接続サービス	契約者が指定する場所に設置される回線接続装置と、当社のアクセスポイントに設置される回線接続装置を接続専用線により接続し提供するインターネットプロトコルの本サービスの中で、上記楽天セキュアビジネスネットワーク専用線サービス、楽天セキュアビジネスネットワークE C O専用線 I P接続サービスおよび楽天セキュアビジネスベストエフォート型高速専用線 I P接続サービスが適用されないもの
楽天セキュアビジネスネットワークデータセンター接続サービス	当社のデータセンターにおいて、契約者のネットワーク接続装置を当社のネットワーク接続装置に接続する楽天セキュアビジネスネットワークデータセンター接続サービス
端末型ダイヤルアップ I P接続サービス	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介して契約者の一つの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルの本サービス

教育機関向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介して契約者の一つの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルの教育機関向け本サービス
SOHOダイヤルアップ I P 接続サービス	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置し、利用者回線を介して契約者の一つの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルの本サービスの中で、デジタル回線の発信番号固定により、契約者端末設備を固定するもの
ブロードバンド型 I P 接続サービス	利用者回線のうちブロードバンド回線を介して契約者の一つの端末設備に対して提供するインターネットプロトコルの本サービス
個人向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス (SANNET インターネットサービス)	当社のアクセスポイントに契約者共用の接続ポートを設置、または、電気通信事業者との相互接続により、利用者回線を介して契約者（クレジットカードにより料金等の支払を行う契約者に限ります。）の一つの端末設備に対し提供するインターネットプロトコルの個人向け本サービス
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の種類以外のものを提供することがあります。	



第6条 (サービスの品目)

本サービスの品目には、次の品目があります。

(1) 楽天セキュアビジネスネット専用線サービス

品目	内容
100Mbps	100Mビット/秒の符号伝送が可能な専用線を用いて提供されるもの
1Gbps	1Gビット/秒の符号伝送が可能な専用線を用いて提供されるもの
備考 当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(2) 楽天セキュアビジネスネットECO専用線IP接続サービス

品目	内容
STM方式によるもの	
128Kbps 1.5Mbps	128Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの 1,536Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
ATM方式によるもの	
2.0Mbps	2.0Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(3) 楽天セキュアビジネスネット専用線IP接続サービス

品目	内容
STM方式によるもの	
64Kbps	64Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
128Kbps	128Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
192Kbps	192Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
256Kbps	256Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
384Kbps	384Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
512Kbps	512Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの

	の
768Kbps	768Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
1Mbps	1,152Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
1.5Mbps	1,536Kビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
イーサネット方式によるもの	
1Mbps	1Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
2Mbps	2Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
3Mbps	3Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
4Mbps	4Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
5Mbps	5Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
6Mbps	6Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
7Mbps	7Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
8Mbps	8Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
9Mbps	9Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
10Mbps	10Mビット/秒の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(4) 楽天セキュアビジネスベストエフォート型高速専用線 IP 接続サービス

品目	内容
ATM方式によるもの	
2Mbps	最大2.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
3Mbps	最大3.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
4Mbps	最大4.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
5Mbps	最大5.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
6Mbps	最大6.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
7Mbps	最大7.0Mbpsの符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの

	の
8 M b p s	最大 8. 0 M b p s の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
9 M b p s	最大 9. 0 M b p s の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
1 0 M b p s	最大 1 0. 0 M b p s の符号伝送が可能な接続専用線を用いて提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(5) 楽天セキュアビジネスネットデータセンター接続サービス

品目	内容
上り・下り帯域対象タイプ	上り・下りが同一の回線速度の符号伝送が可能な S A N N E T データセンター接続サービス
上り・下り帯域非対象タイプ	上り・下りが同一でない回線速度の符号伝送が可能な S A N N E T データセンター接続サービス
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(6) 端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス

品目	内容
電話回線接続サービス	モデムを介して電話網経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもの
I S D N 回線接続サービス	ターミナルアダプタ ( T A ) を介して I S D N 回線経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもの
フレッツ・I S D N 接続サービス	ターミナルアダプタ ( T A ) を介してフレッツ・I S D N 回線経由で当社のネットワークに接続することにより提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(7) 教育機関向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス

品目	内容
電話回線接続サービス	モデムを介して電話網経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもの
I S D N 回線接続	ターミナルアダプタ ( T A ) を介して I S D N 回線経由で当社のアクセス

サービス	ポイントに接続することにより提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(8) SOHOダイヤルアップIP接続サービス

品目	内容
ISDN回線接続サービス	ターミナルアダプタ (TA) を介してISDN回線経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもので発信番号固定に限る
フレッツ・ISDN接続サービス	ターミナルアダプタ (TA) を介してフレッツ・ISDN回線経由で当社のネットワークに接続することにより提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(9) ブロードバンド型IP接続サービス

品目	内容
フレッツ・ISDN接続サービス	ブロードバンド回線経由で当社のネットワークに接続することにより提供されるもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

(10) 個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービス (SANNET インターネットサービス)

品目	内容
電話回線接続サービス	モデムを介して電話網経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもの
ISDN回線接続サービス	ターミナルアダプタ (TA) を介してISDN回線経由で当社のアクセスポイントに接続することにより提供されるもの
フレッツ・ISDN接続サービス	ターミナルアダプタ (TA) を介してフレッツ・ISDN回線経由で当社のネットワークに接続することにより提供されるもの
ブロードバンド回線接続サービス	ブロードバンド回線経由で当社のネットワークに接続することにより提供されるもの 次の通信モードがあります データモード：符号または映像の伝送交換を利用目的とした通信をおこなうもの 音声モード：音響の伝送交換を利用目的とした通信をおこなうもの
備考：当社は、契約者の要望その他の事由により上記の品目以外のものを提供することがあります。	

音声モードに係る契約者は、加入電話等設備および料金明細表9-2.に規定する地域に対してダイヤルアウトをおこなうことができます。ただし、次の通信は提供対象外とします。

- ・電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第5条、第11条に定める電気通信番号を利用しておこなう通信
- ・携帯電話、PHS、衛星電話への通信
- ・その他当社が別に定める電気通信番号への通信

#### 第7条（提供区域）

本サービスの提供区域は、日本国内で第一種電気通信事業者が回線を提供している全地域とします。

### 第3章 利用契約

#### 第8条（契約の単位）

当社は、本サービスの申込があった都度、本サービスの種類毎に1の契約を締結（以下「本契約」といいます。）します。この場合、接続専用線、利用者回線または識別符号の数にかかわらず、1の本契約とします。

2. 当社の本契約は、契約者が法人もしくは団体の場合の法人契約と、個人の場合の個人契約が有ります。

#### 第9条（契約申込の方法）

本契約の申込をする場合は、次の事項を記載した当社所定の契約申込書を当社に提出していただきます。

- （1）本サービス契約申込者の氏名（商号）住所
- （2）本サービスの種類および品目
- （3）接続専用線、利用者回線または識別符号の数
- （4）その他本サービスの内容を特定するために必要な事項

#### 第10条（契約申込の承諾）

本契約は、前条の本契約の申込に対し、当社が承諾したときに成立します。

2. 当社は、ダイヤルアップ型IP接続サービスの契約が成立したときは、ユーザIDおよびパスワードを記載した当社所定の書面をすみやかに契約者に送付します。
3. 当社は、次の場合には、本契約の申込を承諾しないことがあります。
  - （1）本契約の申込をした者が、本サービスに関する料金、消費税額（消費税法の規定に基づき

課税される消費税（以下「消費税」といいます。）の額に相当する額をいいます。以下同じとします。）その他の債務（以下「料金等」といいます。）の支払を現に怠り、または怠るおそれがあるとき。

- (2) 個人向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス契約の申込をした者が、料金等の支払いに使用するクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められていないとき。
- (3) 第一種電気通信事業者の事由により、回線の提供が受けられないとき。
- (4) 本契約の申込をした者が、第 49 条（反社会的勢力の排除）第 1 項に定める者であるとき
- (5) 前各号に定めるほか、その本契約の申込を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

#### 第 11 条（最低利用期間）

本サービスの最低利用期間は、本サービスの提供を開始した日から起算して、1 年間とします。

2. 契約者は、本サービスの提供開始前、または前項に定める最低利用期間内に本契約の解除があった場合は、残余の期間（本サービスの提供開始前の解除にあつては、1 年間）に対応する基本料金（第 27 条第 1 項第 2 号に定めるものをいいます。）を、当社が定める期日までに一括して支払っていただきます。
3. ただし、専用線 I P 接続サービス以外に関しては、本サービスの提供を開始した日を月額基本料金が発生した日、1 年間で 3 か月間と読み替えるものとします。

#### 第 12 条（契約事項の変更）

本契約の契約事項のうち、本サービスの種類の変更を希望する場合は、本契約をいったん解除し、新たに本契約の申込をしていただきます。

2. 契約者は、本サービスの品目の変更または契約者の端末設備等の設置場所変更による接続専用線の移転を希望する場合は、当該変更また移転にかかる事項を記載した当社所定の変更申込書を当社に提出していただきます。
3. 前 2 項の契約事項変更の希望があつた場合は、当社は、第 10 条（契約申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

### 第 4 章 権利の譲渡および承継等

#### 第 13 条（権利の譲渡禁止）

契約者は、本サービスの提供を受ける権利を譲渡することはできません。

#### 第14条（契約者の地位の承継）

法人契約の場合は、法人の合併等により契約者の地位の承継があったときは、合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて承継の日から30日以内に当社に届け出ていただきます。

2. 個人向けサービスの個人契約の場合は、契約者である個人が死亡したときには、当該個人に係る本サービスは終了します。個人契約のサービスは当該契約者のみをご利用できるものなので、第三者の使用、譲渡、再貸与、相続等はできません。

#### 第15条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名（商号）または住所に変更があったときは、変更のあった日から30日以内にその旨を当社に届け出ていただきます。

#### 第15条の2（インターネットサービスの転用）

契約者は、インターネットサービスの転用（契約者が現に利用している契約から、楽天コミュニケーションズ光サービス利用規約（楽天セキュアビジネスネットサービス）に定めるインターネットサービスに移行することをいいます。以下同じとします。以下、「転用」といいます。）を請求することができます。

2. 当社は、前項の規定により転用の請求があったときは、次のとおり取り扱います。
  - （1）第10条（契約申込の承諾）および第12条（契約事項の変更）の規定に準じて取り扱います。
  - （2）第11条（最低利用期間）の規定は適用しないものとします。
  - （3）転用の実施の際現に、転用前の契約者が付加サービス等を利用している場合は、その契約者から特段の申し出がない限り、引き続き当社が付加サービス等を提供するものとします。
  - （4）転用した月に係る料金等については、別表-1本サービスの料金表の規定にかかわらず、請求しないものとします。ただし、前号に係る付加サービスは除きます。
3. 当社は、前項の規定による承諾しないまたは保留条件のいずれかに該当する場合および楽天コミュニケーションズ光サービス利用規約（楽天セキュアビジネスネットサービス）で定める提携電気通信事業者が承諾しない場合を除き、転用を承諾するものとします。

### 第5章 ドメイン名およびIPアドレスの代行申請および接続専用線の収容

#### 第16条（ドメイン名およびIPアドレスの代行申請等）

当社は、契約者から要求があった場合、本サービスに関し使用するドメイン名およびIPアドレスの取得申請手続を代行します。この場合、契約者は当社に対して代行手数料をお支払いいただきます。

2. 前項において、ドメイン名またはIPアドレスを取得できない事態が生じた場合、当社は、その

取扱いについて契約者と協議するものとします。

3. ダイヤルアップ型 I P 接続サービスにおいては、当社が指定するドメイン名および I P アドレスを使用していただきます。ただし、端末型ダイヤルアップ I P 接続サービスについては、契約者から特に要求があった場合、取得申請手続を代行します。

#### 第 17 条（接続専用線）

契約者が専用線 I P 接続サービスに関し利用する接続専用線については、当社が第一種電気通信事業者と契約するものとし、当該接続専用線は、当社名義による単独契約とします。

2. 当社は、契約者が指定した場所内の建物または工作物において、第一種電気通信事業者が取り付けた保安器または配線盤等を接続専用線の一端とします。ただし、第 19 条（回線接続装置の設置）の規定により当社が回線接続装置を設置する場合は、その当社回線接続装置を接続専用線の一端とします。

#### 第 18 条（接続専用線の収容アクセスポイント）

接続専用線は、当社が指定するアクセスポイントに収容します。

2. 当社は、技術上または業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、回線を別のアクセスポイントに収容替えすることがあります。
3. 前項の規定により、接続専用線を別のアクセスポイントに収容替えする場合には、その旨をあらかじめ契約者に通知します。

### 第 6 章 端末設備等

#### 第 19 条（回線接続装置の設置）

当社は、契約者と専用線 I P 接続サービスについて本契約を締結したときは、接続専用線または利用者回線の一端に当社回線接続装置を設置します。

2. 当社は、前項の当社回線接続装置の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。
3. 第 1 項の規定にもかかわらず契約者が、接続専用線または利用者回線の一端に契約者回線接続装置の設置を希望する場合は、契約者回線接続装置の名称その他その契約者回線接続装置を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。これを変更する場合も同様とします。
4. 当社は、前項の希望があった場合は、その契約者回線接続装置が当社が別に定める機種に該当する場合に限りその設置を承諾します。
5. 契約者は、接続専用線または利用者回線に接続されている契約者回線接続装置を取りはずすときは、あらかじめその旨を当社に通知していただきます。



## 第20条（契約者端末設備の接続）

契約者は、接続専用線または利用者回線の一端に設置されている当社回線接続装置に契約者端末設備を接続しようとする場合は、契約者端末設備の名称その他その契約者端末設備を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。これを変更する場合も同様とします。

2. 当社は、前項の契約者端末設備の接続について、その契約者端末設備が別表2に定める基本的な技術的事項に適合しない場合を除き、その設置を承諾します。
3. 契約者は、当社回線接続装置に接続した契約者端末設備を取りはずすときは、あらかじめその旨を当社に通知していただきます。

## 第21条（利用者回線の契約者端末設備等）

契約者は、端末型ダイヤルアップIP接続サービスまたは個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスを利用するために利用者回線に接続される契約者端末設備等の名称その他その契約者端末設備等を特定するための事項について記載した当社所定の書面をあらかじめ当社に届け出ていただきます。これを変更する場合も同様とします。

2. 当社は、前項の契約者端末設備等について、その契約者端末設備等が当社が別に定める技術的事項等に適合しない場合を除き、その設置を承諾します。

## 第22条（契約者端末設備等に異常がある場合の検査）

当社は、接続専用線または利用者回線に接続されている契約者端末設備等に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、契約者に、その契約者端末設備等の接続が技術的事項等に適合するかどうかの検査を受けることを求める事があります。この場合契約者は正当な理由がある場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。

2. 検査を行う場合、当社より事前にご連絡いたします。
3. 第1項の検査を行った結果、契約者端末設備等が技術的事項等に適合していると認められないときは、契約者は、その契約者端末設備等を回線から取りはずすか、またはその契約者端末設備等が接続されている利用者回線から本サービスの使用の中止を行っていただきます。

## 第7章 自営電気通信設備等

### 第23条（自営電気通信設備等の接続）

契約者は、その接続専用線または利用者回線の一端において、または一端に接続されている電気通信設備を介して、自営電気通信設備等の接続を希望する場合は、自営電気通信設備等の名称その他その自営電気通信設備等を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社に提出していただきます。これを変更する場合も同様とします。

2. 当社は、前項の希望があった場合は、次の場合を除いて、その接続を承諾します。
  - (1) その接続に係る電気通信回線を提供する第一種電気通信事業者の承諾が得られないとき。
  - (2) その接続に係る自営電気通信設備等が技術的事項に適合しないとき。
  - (3) 前各号に定めるほか、その自営電気通信設備等の接続を承諾することが、技術上または当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
3. 契約者は、第一項の規定により接続した自営電気通信設備等を取りはずすときは、あらかじめその旨を当社に通知していただきます。

#### 第24条（自営電気通信設備等に異常がある場合の検査）

接続専用線または利用者回線に接続されている自営電気通信設備等に異常がある場合その他本サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、第22条（契約者端末設備等に異常がある場合の検査）の規定に準じて取り扱います。

#### 第25条（契約者の維持責任）

契約者は、接続専用線または利用者回線に接続した契約者端末設備等または自営電気通信設備等を正常に稼働するように維持していただきます。

### 第8章 料金等

#### 第26条（料金の適用）

当社が提供する本サービスの料金の体系は、次のとおりとします

- (1) 初期費用
  - (2) 月額料金
    - (2-1) 基本料金（月額基本料金）
    - (2-2) 接続料金（従量制料金）
  - (3) 付加サービス料金
  - (4) その他手数料
  - (5) 工事費用
2. 本サービスの種類毎の料金の額は、別表第1号によるものとします。

#### 第27条（料金の計算方法）

- (1) 初期費用

本サービス料金のうち初期費用（「加入料」ともいう。）は、各本サービスの利用契約毎に一時金としてお支払いいただく料金であり、各本サービス用設備への契約者の登録等に要する費用です。

## (2) 月額料金

本サービス料金のうち月額料金は、月毎にお支払いいただく料金であり、料金月（当社が本契約毎に定める暦月の一定の起算日から翌暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。

### (2-1) 基本料金

(I)基本料金は、利用契約の種類および品目に応じて定まる毎料金月一定額の料金です。（「月額基本料金」ともいう。）

(II)ダイヤルアップ型 I P 接続サービスの契約者を除き、契約者の責によらない理由により、その本サービスを全く利用することができない状態（当社が本サービスを全く提供しないときもしくは本サービスの支障が著しく、その支障が全く利用できない程度の場合をいいます。以下同じとします。）が生じた場合に、そのことを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社が知った時刻からその利用が再び可能になったことを当社が確認した時刻までの時間数を12で除した数（小数点以下の端数は切り捨てます。）に当該本サービスの基本料金の60分の1を乗じて得た額に対応する当該本サービスに係る基本料金の支払を要しません。

### (2-2) 接続料金

(I)接続料金は、ダイヤルアップ型 I P 接続サービスを利用して行った通信について、基本料金に含まれている利用時間またはデータ転送量を超える部分につき、当社の機器により測定した利用実績に応じて別表に規定する料金額に基づき算出する料金です。

(II)契約者は、接続料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかつた場合は、過去の利用実態等を勘案して当社が次の各号に定める方法により算定した料金額を支払っていただきます。この場合において、特別の事情があるときは、契約者と協議し、その事情を斟酌するものとします。

#### ① 過去1年間の実績を把握することができる場合

機器の故障等により正しく算定することができなかつた日の初日（初日を確定できないときにあつては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があつたと認められる日）の属する料金月の前12料金月の各料金月における1日平均の接続料金が最低となる値に算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

#### ② 前号以外の場合

把握可能な実績に基づいて当社が別に定める方法により算出した1日平均の接続料金が最低となる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額。

## (3) 付加サービス料金

契約者が、当社にサービス種別毎に定める付加サービスの申込を行い、当社がその申込を受諾したときに、支払っていただく付加サービスに対する料金です。料金毎月月額料金と同時に支払っていただきます。

## (4) その他手数料

契約者が、ドメイン名およびIPアドレス取得申請代行またはオプションサービスへの追加登録等の請求をし、これを承諾実施したときにその他手数料として一時払いで支払っていただく料金です。

#### (5) 工事費用

契約者が、利用回線の移転等工事を要する請求をし、これを承諾実施したときに工事費用として一時払いで支払っていただく料金です。

2. 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、前項の料金月の起算日を変更することがあります。

### 第28条 (料金等の支払)

契約者は、料金等について、当社が指定する期日までに、当社の指定する方法により、当社が指定する金融機関において支払っていただきます。

2. 契約者は、前項に定めるほか、料金等について当社の指定する方法により、契約者の預金口座からの口座振替払を行うことができます。
3. 個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスに係る料金等で、クレジットカードによる支払契約者は、当該クレジット会社の規約において定められた振替日に契約者指定の預金口座から引き落とされるものとしします。

### 第29条 (使用権)

当社は、個人向け端末型ダイヤルアップIP接続サービスの料金等に関して、特定の識別符号に対して使用権を設定することがあります。

2. 当社は、当社が使用権を設定した識別符号を、商品に添付する等の方法により頒布することがあります。
3. 当社は、契約者の識別符号に使用権が設定されている場合、当該契約者に対する使用料等の請求金額から使用権として設定された金額をあらかじめ差し引いたうえ、請求を行うものとしします。
4. 一度設定された使用権は、他の識別番号に譲渡することはできないものとしします。
5. 第1項により設定された使用権の有効期間は、商品または契約毎に設定します。

### 第30条 (割増金)

契約者は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額の割増金に、これに対応する消費税額を加算した額を支払っていただきます。

2. 第44条(契約者の義務)2項1号に反した場合、本契約開始日にさかのぼって支払った額の2倍に相当する額の割増金に、これに相当する消費税額を加算した額を支払っていただきます。
3. 契約者が法人あるいは団体であるにもかかわらず、個人の契約をおこない本サービスを利用した場合、本契約開始日にさかのぼって正規の契約にて算定した料金の2倍に相当する額の割増金に、これに対応する消費税額を加算した額を支払っていただきます。

### 第31条（延滞利息）

契約者は、料金等（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年率14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払って頂きます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

### 第32条（消費税の取扱い）

契約者は、本サービスの提供に係る料金等に対し消費税法所定の税率を乗じて算出された消費税額を、支払っていただきます。

### 第33条（端数処理）

当社は、消費税額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を四捨五入します。

2. 当社は、前項に定める場合を除き料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

## 第9章 損害賠償

### 第34条（損害賠償）

当社は、専用線IP接続サービスを提供すべき場合において、当社の責に帰すべき事由によりその提供をしなかったときは、その専用線IP接続サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻から起算して、12時間以上その状態が連続したときに限り、当該契約者の損害の賠償請求に応じます。

2. 前項の場合における損害賠償の範囲は、当該契約者に現実に発生した通常損害とし、専用線IP接続サービスが全く利用出来ない状態にあることを当社が知った時刻以降のその状態が連続した時間（12時間の倍数である場合に限り）に対応する専用線IP接続サービスに係る基本料金に相当する額に、これに対応する消費税額を加算した額の範囲内であつ、その総額は、基本料金の1か月相当額にこれに対応する消費税額を加算した額を限度とします。
3. 当社は、第一種電気通信事業者の責に帰すべき理由により、専用線IP接続サービスを提供出来なかった場合、当社がその第一種電気通信事業者から受領する損害賠償額を専用線IP接続サービスが利用できなかった契約者全員に対する損害賠償の限度額として、かつ、契約者に現実に発生した通常損害に限り損害賠償に応じます。
4. 天災、事変その他の不可抗力により、専用線IP接続サービスを提供できなかったときは、当社は、一切その責を負わないものとします。

### 第35条（当社の免責）

当社は前条の場合を除き、契約者が本サービスおよび本サービスを通じて他のサービスをご利用になることにより発生した一切の損害（当社の故意または重大な過失があった場合は除きます。）について、いかなる責任も負わないものとします。

## 第10章 利用停止および契約の解除

### 第36条（利用停止）

当社は、契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間（ただし、契約者が本サービスの料金等を支払わないときは、その料金等が支払われるまでの間）本サービスの利用を停止することがあります。

- （1）申込に当たって虚偽の事項を記載したことが判明したとき。
  - （2）本サービスの料金等について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
  - （3）料金等の支払いに使用するクレジットカードを発行したクレジット会社からクレジット利用契約の解除、脱会その他の理由によりクレジットカードの利用を認められなくなったとき。
  - （4）第44条（契約者の義務）および第42条（通信利用の制限）に違反したとき。
  - （5）前各号の事項のほか、本約款の規定に違反する行為で、当社の業務の遂行または当社の電気通信設備に支障を及ぼし、または及ぼすおそれのある行為をしたとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日および期間を契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第37条（当社が行う契約の解除）

当社は、前条の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その本契約を解除することがあります。

2. 当社は、契約者が前条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障をおよぼすと認められたときは、前条の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本契約を解除することがあります。
3. 当社は、前第1項および第2項の規定により、その本契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。

4. 本サービスの利用を開始した契約者が第49条に該当する反社会的勢力であることを当社が認知した場合は、第36条（利用停止）の手続きを経ずに、本サービスの利用を中止し、本契約を解除します。この場合、第3項に定める通知は、利用中止後に送付するものとします。

### 第38条（契約者が行う契約の解除）

契約者は、本契約を解除しようとするときは、専用線IP接続サービスについては、解除しようとする日の3か月前までに、それ以外の種類については、解除しようとする日の1か月前までに、当社所定の書面によりその旨を当社に通知していただきます。

2. 解除日については、その料金月の末日とします。

## 第11章 保守

### 第39条（当社の維持責任）

当社は、インターネット設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

### 第40条（サービス提供の中断）

当社は、次の場合には、本サービスの提供を、中断することができるものとします。

- (1) インターネット設備の保守上または工事上やむを得ないとき。
  - (2) 第42条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
  - (3) 第一種電気通信事業者が電気通信サービスを中止したとき。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中断するときは、あらかじめその旨を契約者に、当社の定める方法で通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### 第41条（設備の修理または復旧）

契約者は、本サービスを利用することができなくなった場合には、その接続機器の故障または同機器の操作上の誤り、その他接続機器およびアクセスラインに故障がないことをご確認のうえ、その旨を当社に通知していただきます。

2. 前項の確認に際して、契約者から要請があったときは、当社は、当社が別に定める方法により試験を行いその結果を契約者に通知します。
3. 当社は、インターネット設備に障害が生じ、またはそのインターネット設備が消失した事を知ったときは、すみやかにインターネット設備を修理または復旧します。  
この場合において、その全部を修理または復旧できないときは、第42条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、公共性の高い順位に従って修理または復

旧します。

#### 第42条（通信利用の制限）

当社は、事業法第8条に基づき、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合の、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、本サービスの提供の制限、または中止する措置をとることがあります。

### 第12章 雑則

#### 第43条（通信の秘密と発信者情報の開示）

当社は、本サービスの提供に伴い取り扱う通信の秘密を電気通信事業法第4条に基づき保護し、本サービスの円滑な提供を確保するために必要な範囲でのみ使用または保存します。

2. 当社は、刑事訴訟法第218条（令状による捜索）その他同法及び通信傍受法の定めに基づく強制の処分が行われた場合には、当該法令及び令状に定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとしします。
3. 当社が特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律第4条に基づく発信者情報の請求を受けた場合、確定判決その他により同条第1項の要件の充足が明らかになったときは、発信者情報を開示することがあり、当社はその場合本条第1項の守秘義務を負わないものとしします。

#### 第44条（契約者の義務）

契約者は、本サービスの利用に当たり、次のことを守っていただきます。

- (1) インターネット設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその楽インターネット設備に線条その他の導体を連絡しないこと。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき、または契約者端末設備等もしくは自営電気通信設備等の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社が提供するサービスを直接または間接に利用する者の当該利用に対し重大な支障を与える様態において本サービスの利用を行わないこと。
- (4) 当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、そのインターネット設備に他の機械、付属物品等を取り付けないこと。
- (5) インターネット設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- (6) 当社から受け取った識別符号を善良な管理者の注意を持って管理すること。



2. 契約者は、本サービスを利用するにあたって次の行為を行わないものとします。
  - (1) 本サービスへの接続を当社の事前の承諾なく第三者に提供する行為  
(無線アクセスポイントを設置し、故意に契約者以外に利用させる行為を含みます。)
  - (2) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんする行為
  - (3) コンピュータウイルス等有害なプログラム等を送信または書き込む行為、他人が受信可能な状態のまま放置する行為
  - (4) 他の契約者あるいは第三者の著作権その他の知的財産を侵害するまたは侵害するおそれのある行為
  - (5) 他の契約者あるいは第三者を中傷したり名誉を傷つけるような行為
  - (6) 他の契約者あるいは第三者の財産、プライバシーを侵害するまたは侵害するおそれのある行為
  - (7) 選挙運動、選挙の事前運動およびこれに類似する行為
  - (8) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
  - (9) 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為
  - (10) 電子メールのヘッダ等に細工をおこなうなど、他人になりすます行為
  - (11) 本人の同意を得ることなく不特定多数の者に対し電子メールを送信する行為および音声モードに係る通信をする行為、他人が嫌悪感を抱くまたはそのおそれがある電子メールを送信する行為および音声モードに係る通信をする行為
  - (12) 音声モードの利用において、故意に利用回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為。その他、音声モードの品質等を低下させるような行為
  - (13) 音声モードの利用において、故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為
  - (14) 前各号に定める行為を助長する行為
  - (15) その他、法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為、または助長する行為
3. 当社は、前項各号に掲げる内容の情報その他当社が本サービスの運営上不相当と判断した情報について削除する権利を留保するものとします。
4. 契約者は、第1項の規定に違反してインターネット設備を忘失し、または毀損したときは、その補充、修繕その他工事等に必要な費用を支払っていただきます。
5. 契約者は、海外を含む他のネットワークを経由して通信を行う場合、経由する全ての国の法令等、通信業者の約款等およびすべてのネットワークの規則に従わなければなりません。特に研究ネットワークは、営利目的として使用しないものとします。

#### 第45条（契約者に帰属する情報の管理）

契約者は本サービスを使用して受信し、または送信する情報については、インターネット設備の故障による消失を防止するための措置をとるものとします。

#### 第46条（契約者からの接続専用線の設置場所の提供等）

接続専用線の一端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この条において同じとします。）または建物内において、接続専用線および当社回線接続装置を設置するために必要な場所は、契約者から提供していただきます。

2. 当社は、接続専用線の一端のある構内または建物内において、契約者から管路等の特別な設備を使用して屋内配線等の電気通信設備を設置することを求められたときは、契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
3. 当社が本契約に基づいて設置する当社回線接続装置に必要な電気は、契約者から提供していただきます。

#### 第47条（技術的事項）

本サービスに係わる基本的な技術的事項は、別表第2号のとおりとします。

#### 第48条（会社名等の取扱い）

当社は、契約者の名称等（広く一般に公表されている情報に限ります。）および当社との契約の有無を、当社および楽天株式会社ならびに、その会社法で定める子会社、会社計算規則に定める関連会社（総称して以下、「当社等」といいます。）と以下の目的のために情報を共有し、取扱うものとします。

- （1）当該契約と密接する当社等の提供するサービスの情報およびキャンペーン、イベント等の情報発信または販売促進活動のため
- （2）当社等のサービスに関するアンケート等を行い、その内容を調査することにより当社等のサービスの品質向上や新規サービスの開発等を行うため
- （3）当社等のサービスに関する分析を行い、そのデータを活用するため

#### 第49条（反社会的勢力の排除）

契約者は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

2. 当社は、契約者又は利用者が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく契約を解除することができ、契約者に生じたいかなる損害の賠償も行わないものとします。
  - （1）反社会的勢力に該当すると認められるとき
  - （2）経営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められるとき
  - （3）反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - （4）反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき

- (5) 役員もしくは経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- (6) 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力および風説の流布・偽計・威力を用いた信用棄損・業務妨害その他これらに準ずる行為に及んだとき

## 附則

この約款は平成8年11月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成9年1月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成9年4月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成9年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成9年10月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成10年1月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成10年5月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成10年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成11年2月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成11年4月24日から実施します。

この改定後の約款は、平成11年7月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成11年11月12日から実施します。

この改定後の約款は、平成11年12月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成12年5月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成12年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成12年11月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年2月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年4月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年5月21日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年8月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成13年11月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成14年6月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成14年7月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成14年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成15年4月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成15年7月4日から実施します。

この改定後の約款は、平成15年8月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成15年10月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成16年2月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成16年3月17日から実施します。

この改定後の約款は、平成16年9月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成26年1月1日から実施します。

この改定後の約款は、平成 28 年 4 月 8 日から実施します。

この改定後の約款は、平成 29 年 7 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、本約款に基づき締結された契約は、「SANNET インターネットサービス契約約款」を「楽天セキュアビジネスネットサービス契約約款」と読み替えることとします。

この改定後の約款は、平成 29 年 7 月 7 日から実施します。

この改定後の約款は、平成 30 年 1 月 1 日から実施します。

(経過措置)

この改正規定実施の前に、本約款に定めるサービスの締結をした者については、第 48 条（会社名等の取扱い）については、適用しないものとします。

この改定後の約款は、平成 30 年 3 月 19 日から実施します。

この改定後の約款は、平成 30 年 10 月 1 日から実施します。

この改定後の約款は、平成 30 年 12 月 1 日から実施します。

## 別表－1 本サービスの料金表

### 1. 適用

この料金表に記載する料金額には、消費税額は含まれておりません。別途、消費税額分として料金額に相当する金額を申し受けます。

### 2. 具体的料金

別途定めます。

料金明細表 1

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

1. [楽天セキュアビジネスネット専用線サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	50,000 円

②回線使用料金

提供区間が次のいずれかの場合：

大阪～神戸、大阪～京都、東京～横浜、東京～船橋、東京～草加

品目	料金 (月額)	複数契約料金 (月額)	中継回線二重化
1 G b p s	800,000 円	500,000 円	無

提供区間が次の場合：

大阪～東京

品目	料金 (月額)	複数契約料金 (月額)	中継回線二重化
1 0 0 M b p s	1,100,000 円	—	有
1 G b p s	2,800,000 円	2,500,000 円	無

提供区間が次のいずれかの場合：

大阪～名古屋、名古屋～東京

品目	料金 (月額)	複数契約料金 (月額)	中継回線二重化
1 G b p s	1,800,000 円	1,500,000 円	無

※提供区間の区域名は、MA（東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域）名です。

※複数契約料金は、同一の契約者が同一接続区間同一品目を複数契約した場合に適用します。

※接続専用線の料金は上記料金に含まれていません。

料金明細表 2

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

2. [楽天セキュアビジネスネットーECO専用線IP接続サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	50,000 円

②接続料金

サービス品目	料金 (月額)
1 2 8 K b p s ( S T M 方式)	37,000 円
1 . 5 M b p s ( S T M 方式)	168,000 円
2 M b p s ( A T M 方式)	275,000 円

※ S T M 方式によるものについては、新規受付を 2 0 0 3 年 6 月末日をもって  
終了いたしました。

料金明細表 3

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

3. [楽天セキュアビジネスネット専用線 I P 接続サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	50,000 円

②接続料金

	サービス品目	料金 (月額)	長期割引
S T M 方 式 に よ る も の	6 4 K b p s	75,000 円	なし
	1 2 8 K b p s	110,000 円	なし
	1 9 2 K b p s	180,000 円	2年以上の契約：10%OFF
	2 5 6 K b p s	210,000 円	2年以上の契約：10%OFF
	3 8 4 K b p s	270,000 円	2年以上の契約：10%OFF
	5 1 2 K b p s	330,000 円	2年以上の契約：10%OFF
	7 6 8 K b p s	430,000 円	2年以上の契約：10%OFF
	1 M b p s	530,000 円	2年以上の契約：10%OFF
イ ー サ ネ ッ ト 方 式 に よ る も の	1 M b p s	150,000 円	なし
	2 M b p s	350,000 円	なし
	3 M b p s	450,000 円	なし
	4 M b p s	600,000 円	なし
	5 M b p s	750,000 円	なし
	6 M b p s	900,000 円	なし
	7 M b p s	1,050,000 円	なし
	8 M b p s	1,200,000 円	なし
	9 M b p s	1,350,000 円	なし
	1 0 M b p s	1,500,000 円	なし



料金明細表 4

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

4. [楽天セキュアビジネスベストエフォート型高速専用線 IP 接続サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	50,000 円

②接続料金

サービス品目 (A T M方式によるもの)	料金 (月額)	
	帯域 1 0 %保証タイプ	帯域 5 0 %保証タイプ
2 M b p s	89,000 円	180,000 円
3 M b p s	—	270,000 円
4 M b p s	—	360,000 円
5 M b p s	—	450,000 円
6 M b p s	289,000 円	540,000 円
7 M b p s	—	630,000 円
8 M b p s	—	720,000 円
9 M b p s	—	810,000 円
1 0 M b p s	489,000 円	900,000 円

I P アドレス 8 個を含みます。

I P アドレス 1 6 個の場合は、料金 (月額) に 1. 2 を乗じた金額とします。

I P アドレス 3 2 個の場合は、料金 (月額) に 1. 5 を乗じた金額とします。

料金明細表 5

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

5. [楽天セキュアビジネスネットデータセンター接続サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	50,000 円

②接続料金

上り・下り帯域対象タイプ

サービス品目	インターフェイス	料金 (月額)
0.5Mbps	Ethernet	50,000 円
1Mbps	Ethernet	100,000 円
2Mbps	Ethernet	200,000 円
3Mbps	Ethernet	300,000 円
4Mbps	Ethernet	400,000 円
5Mbps	FastEthernet	500,000 円
6Mbps	FastEthernet	600,000 円
1Mbps 毎に品目を定めます (注1)		
34Mbps	FastEthernet	3,400,000 円
35Mbps	FastEthernet	3,500,000 円
5Mbps 毎に品目を定めます (注2)		
100Mbps	FastEthernet	10,000,000 円

(注1) 6Mbps～34Mbpsの間は、1Mbps 毎にサービス品目を定め、その料金はサービス品目のMbpsの数に100,000円を乗じた金額。  
 なお、インターフェイスは **FastEthernet** とします。

(注2) 35Mbps～100Mbpsの間は、5Mbps 毎にサービス品目を定め、その料金はサービス品目のMbpsの数に100,000円を乗じた金額。  
 なお、インターフェイスは **FastEthernet** とします。

#### 上り・下り帯域非対象タイプ

サービス品目	インターフェイス	料金 (月額)
上り 800Kbps／下り 200Kbps	Ethernet	80,000 円
上り 1,600Kbps／下り 400Kbps	Ethernet	160,000 円
上り 2,250Kbps／下り 750Kbps	Ethernet	240,000 円
上り 3,000Kbps／下り 1,000Kbps	Ethernet	320,000 円
上り 10Mbps／下り 2.5Mbps	FastEthernet	900,000 円
上り 20Mbps／下り 5.0Mbps	FastEthernet	1,100,000 円
上り 30Mbps／下り 7.5Mbps	FastEthernet	1,300,000 円
上り 40Mbps／下り 10.0Mbps	FastEthernet	1,500,000 円
上り 50Mbps／下り 12.5Mbps	FastEthernet	1,600,000 円
上り 100Mbps／下り 25.0Mbps	FastEthernet	3,000,000 円

上り・下り帯域対象タイプおよび上り・下り帯域非対象タイプは、IPアドレス8個を含みます。

※ インターフェイスの Ethernet は 10BASE-T(半二重)、FastEthernet は 100BASE-TX(全二重)の仕様を表します。

③付加サービス料金

ドメイン名取得代行手数料	10,000 円
--------------	----------

※ 局内回線工事費用および維持管理費用は上記金額に含まれていません。

料金明細表 6

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

6. [接続専用線]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 回線毎	0 円

②回線使用料金

品目	料金 (月額)	インターフェイス
1 0 0 M b p s のもの	150,000 円	100BASE-TX
1Gbps のもの	300,000 円	1000BASE-SX

※ 提供はアクセスポイントと同一MA（東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の電話サービス契約約款に規定する単位料金区域）内とします。

料金明細表 7

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

7. [端末型ダイヤルアップ IP 接続サービス]

① 初期費用

単 位	料 金 (一時払い)
1 識別符号毎に	5,000 円

② 回線使用料金

単 位	料 金 (月額)
1 識別符号毎に	2,000 円
(1 メールアカウントを含む, 接続料金 10 時間分を含む)	

③ 利用者回線料金

利用者回線に公衆回線または I S D N 回線を用いて利用する場合、次のアクセスポイントがあります。

Aタイプ: 公衆回線または I S D N 回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前 8 時から午後 11 時までの場合 3 分まで毎に 8 円、午後 11 時から午前 8 時までの場合 4 分まで毎に 8 円となります。

Xタイプ: 公衆回線または I S D N 回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前 8 時から午後 11 時までの場合 1 分まで毎に 10 円、午後 11 時から午前 8 時までの場合 70 秒まで毎に 10 円となります。

上記以外: 利用者回線の料金は第一種電気通信事業者が設定します。

④ 接続料金

単 位	料 金
1 分毎に	7 円 (10 時間超分)

⑤ 付加サービス料金

(1) メールアカウント追加

単 位	料 金
1 メールアカウント毎	月額 : 500 円

手数料 (メールアカウント毎に) : 500 円 (一時払い)

(2) モバイル専用識別符号

単 位	料 金 (月額)
1 モバイル専用識別符号毎	600 円

(DDIポケット株式会社の提供する AirH <sup>TM</sup> 128K パケット通信サービスを 除く)	
1 モバイル専用識別符号毎	800 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間に含めません。

※利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続  
する場合があります。

※利用は発信番号固定に限ります。

\* 1 時間以上の無通信状態があった場合、または接続を連続 24 時間以上おこなった場合は自動切断しま  
す。

料金明細表 8

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

8. [教育機関向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス]

①初期費用

単 位	料金 (一時払い)
1 識別符号毎に	5,000 円

②基本料金

単 位	料金 (月額)
1 識別符号毎に	2,000 円
1 メールアカウントを含む 接続料金 10 時間分を含む。但し、06 時 00 分～21 時 00 分 の間に終始する接続は課金対象の接続時間に含めない。	

③利用者回線料金

利用者回線に公衆回線または I S D N 回線を用いて利用する場合、次のアクセスポイントがあります。

Aタイプ:公衆回線または I S D N 回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、  
午前 8 時から午後 11 時までの場合 3 分まで毎に 8 円、午後 11 時から午前 8 時ま  
での場合 4 分まで毎に 8 円となります。

Xタイプ:公衆回線または I S D N 回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、  
午前 8 時から午後 11 時までの場合 1 分まで毎に 10 円、午後 11 時から午前 8 時ま  
での場合 70 秒まで毎に 10 円となります。

上記以外:利用者回線の料金は第一種電気通信事業者が設定します。

④接続料金

単 位	料 金
1 分毎に	7 円 (10 時間超分)

⑤付加サービス料金

メールアドレス追加

単 位	料 金
1 メールアカウント毎	月額 : 500 円

手数料 (メールアドレス毎に) : 500 円 (一時払い)

\* 1 時間以上の無通信状態があった場合、または接続を連続 24 時間以上おこなった場合は自動切断しま  
す。

料金明細表 9

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

9. [SOHOダイヤルアップIP接続サービス]

①初期費用

単 位	料 金 (一時払い)
SOHO ダイヤルアップ (IP アドレス 1 個動的割当)	5,000 円
SOHO ダイヤルアップ (IP アドレス 1 個固定割当)	15,000 円

②基本料金

単 位	料 金 (月額)
SOHO ダイヤルアップ (IP アドレス 1 個動的割当)	4,500 円
SOHO ダイヤルアップ (IP アドレス 1 個固定割当)	4,500 円
1 メールアカウントを含む 1 ヶ月間の接続時間に限度なし	

③利用者回線料金

利用者回線に公衆回線またはISDN回線を用いて利用する場合、次のアクセスポイントがあります。

Aタイプ:公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前8時から午後11時までの場合3分まで毎に8円、午後11時から午前8時までの場合4分まで毎に8円となります。

Xタイプ:公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前8時から午後11時までの場合1分まで毎に10円、午後11時から午前8時までの場合70秒まで毎に10円となります。

上記以外:利用者回線の料金は第一種電気通信事業者が設定します。

④付加サービス料金

(1) メールアカウント追加

単 位	料 金
1 メールアカウント毎	月額 : 500 円

手数料 (メールアカウント毎に) : 500 円 (一時払い)



(2) モバイル専用識別符号

単 位	料 金 (月額)
1 モバイル専用識別符号毎 (DDI ポケット株式会社の提供する AirH <sup>™</sup> 128K パケット通信サービスを 除く)	600 円
1 モバイル専用識別符号毎	800 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間を含めません。

※利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続  
する場に限ります。

※利用は発信番号固定に限ります。

料金明細表 10

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

10. [ブロードバンド型 IP 接続サービス]

10-1. ADSL 回線に係る利用者回線を利用するもの 1

① 初期費用 (1 識別符号毎に)

単 位	料 金 (一時払い)
SOHO ADSL-e1(タイプ 1)	5,800 円
SOHO ADSL-e8(タイプ 1)	20,800 円
SOHO ADSL-e1(タイプ 2)	5,800 円
SOHO ADSL-e8(タイプ 2)	20,800 円

② 基本料金

単 位	料 金 (月額)
SOHO ADSL-e1 タイプ 1 (NTT 加入電話との共用)	7,500 円
SOHO ADSL-e8 タイプ 1 (NTT 加入電話との共用)	36,000 円
SOHO ADSL-e1 タイプ 2 (ADSL 専用アナログ回線)	9,800 円
SOHO ADSL-e8 タイプ 2 (ADSL 専用アナログ回線)	37,800 円

③ 付加サービス料金

(1) メールアカウント追加

単 位	料 金
1 メールアカウント毎	月額 : 500 円

手数料 (メールアカウント毎に) : 500 円 (一時払い)

(2) モバイル専用識別符号

単 位	料 金 (月額)
モバイル専用識別符号毎 (DDI ポケット株式会社の提供する AirH <sup>®</sup> 128K ポケット通信サービスを除く)	600 円
モバイル専用識別符号毎	800 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間に含めません。

※利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続する場合があります。

※利用は発信番号固定に限ります。

※ SOHO ADSL-e1 タイプ 1、SOHO ADSL-e8 タイプ 1、SOHO ADSL-e1 タイプ 2、SOHO ADSL-e8 タイプ 2

は、イー・アクセス株式会社の提供する ADSL 回線に係る利用者回線を使用しておこなうものに限ります。

※ SOHO ADSL-e8(タイプ 1)、SOHO ADSL-e8(タイプ 2)は8の IP アドレスを付与する。他は1の IP アドレス。

## 10-2. ADSL回線に係る利用者回線を利用するもの2

### ② 初期費用（1識別符号毎に）

単 位	料 金（一時払い）
SOHO ADSL-F1 (IP アドレス 1 個動的割当)	5,000 円
SOHO ADSL-F1 (IP アドレス 1 個固定割当)	15,000 円
SOHO ADSL-F8 (IP アドレス 8 個固定割当)	20,000 円
SOHO ADSL-F16 (IP アドレス 16 個固定割当)	20,000 円

### ②基本料金

単 位	料 金（月額）
SOHO ADSL-F1 (IP アドレス 1 個動的割当)	4,500 円
SOHO ADSL-F1 (IP アドレス 1 個固定割当)	6,000 円
SOHO ADSL-F8 (IP アドレス 8 個固定割当)	9,800 円
SOHO ADSL-F16 (IP アドレス 16 個固定割当)	19,800 円

### ③付加サービス料金

#### (1) メールアカウント追加

単 位	料 金（月額）
1 メールアカウント毎	500 円

手数料（メールアカウント毎に）： 500 円（一時払い）

#### (2) モバイル専用識別符号

単 位	料 金（月額）

1 モバイル専用識別符号毎 (DDI ホケット株式会社の提供する AirH"128K ホケット通信サービスを除く)	600 円
1 モバイル専用識別符号毎	800 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間に含めません。

※利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続する場合に限りです。

※利用は発信番号固定に限りです。

※東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供する ADSL 回線に係る利用者回線を使用しておこなうものに限りです。

※ 以下を利用者回線として本サービスを利用することが可能です。

- ・ 東日本電信電話株式会社の提供する「Mフレッツメイト」
- ・ 西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ・スポット」

10-3. 光回線に係る利用者回線を利用するもの

① 初期費用（1識別符号毎に）

単 位	料 金（一時払い）
IP アドレス 1 個動的割当のもの	5,000 円
IP アドレス 1 個固定割当のもの	15,000 円
IP アドレス 8 個固定割当のもの	20,000 円
IP アドレス 16 個固定割当のもの	20,000 円

② 基本料金

単 位	料 金（月額）			
	IP アドレス			
	1 個 動的	1 個 固定	8 個 固定	16 個 固定
マンションファミリー タイプ	4,500 円	9,000 円	19,800 円	—
ニューファミリーファミ リー100 タイプ	4,500 円	9,000 円	19,800 円	—
ベーシック タイプ	—	22,000 円	29,800 円	49,800 円
ビジネス タイプ	—	48,800 円	83,800 円	104,800 円

③付加サービス料金

(1) メールアカウント追加

単 位	料 金（月額）
1 メールアカウント毎	500 円

手数料（メールアカウント毎に）： 500 円（一時払い）

(2) モバイル専用識別符号

単 位	料 金（月額）
1 モバイル専用識別符号毎 (DDI ポケット株式会社の提供する AirH <sup>TM</sup> 128K ポケット通信サービスを除く)	600 円
1 モバイル専用識別符号毎	800 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間に含めません。

※利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続する場合に限りです。

※利用は発信番号固定に限りです。

- ※ マンション/ファミリータイプ (旧 : SOHO OPTICAL F1、SOHO OPTICAL F8) は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するBフレッツのマンションタイプ、ファミリータイプに係る利用者回線を使用しておこなうものに限りです。
- ※ ニューファミリー/ファミリー100 タイプは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社が提供するBフレッツのニューファミリー、ファミリー100 タイプに係る利用者回線を使用しておこなうものに限りです。
- ※ ベーシックタイプ (旧:SOHO OPTICAL F-BASIC) は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するBフレッツのベーシックタイプに係る利用者回線を使用しておこなうものに限りです。
- ※ ビジネスタイプ (旧:SOHO OPTICAL F-BUSINESS) は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するBフレッツのビジネスタイプに係る利用者回線を使用しておこなうものに限りです。
- ※ 以下を利用者回線として本サービスを利用することが可能です。
  - ・東日本電信電話株式会社の提供する「Mフレッツメイト」
  - ・西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ・スポット」

料金明細表 1 1

楽天セキュアビジネスネットサービス料金細目

1 1. [個人向け端末型ダイヤルアップ I P 接続サービス] (SANNET インターネットサービス)

1 1-1. クレジットカード支払に係るもの

①初期費用

- 1) ②の基本料金のプランが ADSL 1Me プラン、ADSL 8Me プラン、ADSL 12Me、ADSL 24Me、ADSL 40Me、ADSL 12MK、ADSL 47Ma のとき

単 位	料金 (一時払い)
1 識別符号毎に	2,000 円 (NTT 契約料) 800 円

- 2) 1)以外のとき

単 位	料金 (一時払い)
1 識別符号毎に	0 円

\* 但し、当社があらかじめ初期費用を無料とする旨告知した募集要領により当サービスに加入される場合、初期費用は無料です。

②基本料金

プラン	学割サービス	料金(月額)	
従量プラン	対象外	300 円	
短時間プラン	接続時間 9 時間を含む	対象	800 円
デイトタイムプラン	接続時間 5 時間を含む	対象外	1,200 円
標準プラン	接続時間 2 5 時間を含む	対象外	1,500 円
長時間プラン(注 1)	接続時間 1 5 0 時間を含む	対象外	1,900 円
フルタイムプラン	1 ヶ月間の接続時間およびデータ転送量に限度なし	対象	1,800 円
固定プラン	1 ヶ月間の接続時間に限度なし	対象外	3,500 円
電話代込み 1 時間プラン	接続時間 1 時間を含む、 ホームページなし	対象外	300 円
電話代込み 3 時間プラン	接続時間 3 時間を含む	対象外	900 円
電話代込み 1 0 時間プラン	接続時間 1 0 時間を含む	対象外	2,300 円
ブロードバンド ライトプラン	データ転送量 1 0 0 MB を含む、ホームページなし	対象外	300 円

ブロードバンド スタンダードプラン	1ヶ月間のデータ転送量に 限度なし	対象外	800 円
ADSL1Me・8Me・ 12Me・24Me・ 40Me・47Ma プラン (NTT 東日本エリ アの場合)	1ヶ月間のデータ転送量に 限度なし	対象外	NTT 加入電話との 共用の場合 2,958 円 ADSL 専用アナログ 回線の場合 4,185 円
ADSL1Me・8Me・ 12Me・24Me・ 40Me・47Ma プラン (NTT 西日本エリ アの場合)			NTT 加入電話との 共用の場合 2,965 円 ADSL 専用アナログ 回線の場合 4,253 円
ADSL12MKプラ ン	1ヶ月間のデータ転送量に 限度なし	対象外	NTT 加入電話との 共用の場合 2,845 円 ADSL 専用アナログ 回線の場合 4,253 円
モバイル専用プラン (*16)	1ヶ月間のデータ転送量に 限度なし	対象外	600 円
(1 メールアカウントを含む)			

(注1) 長時間プランは、2000年8月31日をもって新規受付を終了しました。

(注2) ADSL8Meプランは、2003年7月31日をもって新規受付を終了しました。

(注3) ADSL12Me・24Me・40Meプランは、2004年9月30日をもって新規受付を終了します。

\* 但し、当社があらかじめ基本料金を無料とする旨告知した募集要領により当サービスに加入される場合、およびプランの変更をされる場合基本料金は無料です。

### ③接続料金

プラン	単 位	料 金	タイプ
従量プラン	1分毎に	7円 (完全従量制)	A
短時間プラン	1分毎に	7円 (9時間超分)	A
デイトタイムプラン	1分毎に	7円 (5時間超分)	A



標準プラン	1分毎に	7円 (25 時間超分)	A
長時間プラン(注 1)	1分毎に	7円 (150 時間超分)	A
フルタイムプラン	無制限	—	A
固定プラン	無制限	—	A
電話代込み 1時間プラン	1分毎に	9円 (1 時間超過分)	Z
電話代込み 3時間プラン	1分毎に	9円 (3 時間超過分)	Z
電話代込み 10時間プラン	1分毎に	9円 (10 時間超過分)	Z
ブロードバンド ライトプラン(* 7)	1分毎に	7円 (完全従量)	A
	データ転送量 100MB毎に	100円 (100MB 超過分) 課金上限金額を 2,500 円 とする	
ブロードバンド スタンダードプラン (* 7)	1分毎に	7円 (完全従量)	A
	データ転送量に限度 なし	—	
ADSL1Me・8Me・ 12Me・24Me・ 40Me・47Ma コー ス(* 7)	1分毎に	7円 (完全従量)	B
	データ転送量に限度 なし	—	
ADSL12MKコー ス(* 7)	1分毎に	7円 (完全従量)	B
	データ転送量に限度 なし	—	

利用者回線に公衆回線またはISDN回線を用いて利用する場合、次のアクセスポイントがあります。

Aタイプ：公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前8時から午後11時までの場合3分まで毎に8円、午後11時から午前8時までの場合4分まで毎に8円となります。

Bタイプ：公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前8時から午後11時までの場合3分まで毎に8.5円、午後11時から午前8時までの場合4分まで毎に8.5円となります。この場合、上表の料金の支払いは要しません。(利用は、上表のBタイプのプランのみです。)

Xタイプ：公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は、午前8時から午後11時までの場合1分まで毎に10円、午後11時から午前8時までの場合70秒まで毎に10円となります。

Zタイプ：公衆回線またはISDN回線の提供区間の料金を当社が設定するもので、その金額は上表の料金に含まれます。(利用は、上表のZタイプのプランのみです。)

上記以外：利用者回線の料金は第一種電気通信事業者が設定します。(上表の全てのプランで利用できます。)

#### ④付加サービス料金

##### (1) メールアカウント追加 (最大5個まで)

単 位	料 金 (月額)
1 メールアカウント毎	250 円
上記メールアカウントにホームページ追加	500 円

※利用は契約者および契約者と家計を共にする同居の家族のみとします。

##### (2) モバイル専用識別符号

単 位	対象プラン	料 金 (月額)
1 モバイル専用識別符号毎 (*16)	全プラン	300 円

※モバイル識別符号による接続は、課金対象の接続時間に含めません。

※利用は発信番号固定に限ります。

##### (3) ADSL-e オプション (フルタイムプラン、ブロードバンドライトプラン、ブロードバンドスタンダードプランに最大1個まで)

ADSL-e オプションは、2002年9月30日をもって新規受付を終了しました。

オプション費用	金額 (月額)
NTT 加入電話との共用の場合	2,173 円
ADSL 専用アナログ回線の場合	3,933 円

	料金 (一時払い)
初期費用	2,000 円
NTT 契約料	800 円
モデム費用 (必要な場合のみ) ルータタイプの場合	22,000 円

※ 但し、当社があらかじめ初期費用を無料とする旨告知した募集要領により当オプションにお申し込みいただく場合、初期費用は無料です。

※ 利用はイー・アクセス株式会社のADSL回線(ITU-T G.992.2 AnnexC 準拠)を使用する場合に限ります。

※ ADSL-e オプション利用者は、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、Bフレッツを利用者回線として本サービスを利用できません。

(4) 光ベーシックタイプオプション (フルタイムプランに最大1個まで)

	金額 (月額)
オプション費用	4,000 円

※ 利用は東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するBフレッツ(ベーシックタイプ)を使用する場合に限ります

(5) 識別符号追加 (長時間プラン、フルタイムプランまたは固定プランに最大5個まで)

単 位	金額 (月額)
1 識別符号毎 (1 メールアカウントを含みます)	500 円

(6) ADSLモデムレンタル費用 (最大1個まで)

- ・ ADSL1Meプラン、ADSL8Meプラン、ADSL12Me、ADSL24Me、ADSL40Meプラン利用の場合

料金 (月額) : 500 円 (音声モード対応モデムの場合は、780 円)

※機種はイー・アクセス株式会社指定のものとなります。

- ・ ADSL12MKプラン利用の場合

料金 (月額) : 600 円

※機種は関西ブロードバンド株式会社指定のものとなります。

(7) 音声モードプジョン (ブロードバンドスタンダードプラン、フルタイムプラン利用者に最大1個まで)

	金額 (一時払い)
初期費用	500 円

基本料金	料 金 (月額)
料金 (契約翌月より)	280 円

ダイヤルアウト通信料	料 金
本邦と外国との間でおこなわれる通信	10・2.に従う
上記以外の場合、1 の通信につき接続通信時間	8 円

音声モードオプション契約者には 1 の音声モード着信番号を定めます。当社は、技術上または業務の遂行上やむをえない理由がある場合、音声モード着信番号を変更することがあります。

音声モードオプション契約者間でおこなう通信については、発信側の音声モード着信番号を着信側の契約者へ通知します。ただし、次の場合はこの限りではありません。

- ・ 自らハードウェアの設定をおこなうことにより通知をしない設定をおこなった場合（ただし、「186」を先頭に付加してダイヤルした場合を除きます。）
- ・ 「184」を先頭に付加してダイヤルした場合。

\* 1 : 従量プラン、短時間プラン、デイトタイムプラン、標準プラン、長時間プラン、フルタイムプラン、固定プラン、ブロードバンドライトプラン、ブロードバンドスタンダードプランは、利用者回線に、公衆電話回線、ISDN回線、携帯電話、PHS、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、Bフレッツ（マンションタイプ、ファミリータイプのみ）を用いるものに限りです。なお、フルタイムプランは、Bフレッツ（ニューファミリータイプ、ファミリー100タイプ、ワイヤレスアクセス、ワイヤレスタイプ）を利用者回線に用いることができます。ブロードバンドプランは、Bフレッツ（ワイヤレスアクセス、ワイヤレスタイプ）を利用者回線に用いることができます。

\* 2 : 短時間プラン、デイトタイムプラン、標準プランは、初回課金分のみ完全従量制で計算した金額が基本料金以下の場合、完全従量制で課金を行います。  
ADSL1Meプラン、ADSL8Meプラン、ADSL12Meプラン、ADSL12MKプラン、ADSL24Me、ADSL40Meプランの基本料金は、初回課金分をその提供を開始した日に応じて日割します。この基本料金の日割は、暦月の日数によりおこないません。ブロードバンドスタンダードプラン、フルタイムプラン、モバイル専用プランの基本料金は、提供を開始した翌々月までの期間課金しません。固定プランの基本料金は、提供を開始した翌月より開始いたします。他のプランの基本料金は、その提供を開始した月より課金いたします。

\* 3 : 学割サービスとは、学生を対象とするサービスで、短時間プランの場合、06時00分～21時00分の間に終始する接続を課金対象の接続時間に含めない割引サービス、フルタイムプランの場合、基本料金を900円減額する割引サービスです。  
学割サービスが適用されるのは、下記教育機関のいずれかに在籍する18歳以上の学生で、別途指定する用紙にて写真付き学生証の写しを提出していただいた契約者としてします。

1. 学校教育法第1条に定める教育機関のうち、大学（短大含む）、大学院、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校

2. 学校教育法第82条2に定める専修学校(私立学校については学校法人格を有すること)
  3. 学校教育法第83条に定める各種学校(私立学校については学校法人格を有すること)
  4. 放送大学学園法に定める放送大学
  5. 文部科学省以外の中央・地方官庁の管轄する大学校(防衛大学校、水産大学校、海上保安大学校など)、短期大学校、学校(消防学校、職業訓練校、警察学校など)
- \*4: デイタイムプランは、08時00分～21時00分の間に終始する接続を課金対象の接続時間を含めません。
- \*5: マルチリンクPPP接続の場合は、チャンネル毎の接続時間にもとづいて課金を行います。ただし、フルタイムプランは、2チャンネル目以降の接続は、1チャンネルあたり1分毎に7円の接続料金を別途課金いたします。
- \*6: 同時に複数の接続をした場合、2チャンネル目以降の接続は、1チャンネルあたり1分毎に7円の接続料金を別途課金いたします。
- \*7: ブロードバンドライトプラン、ブロードバンドスタンダードプラン、ADSL1Meプラン、ADSL8Meプラン、ADSL12Meプラン、ADSL24Meプラン、ADSL40Meプラン、ADSL12MKプランは、利用者回線に東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、Bフレッツ(マンションタイプ、ファミリータイプのみ)、Mフレッツメイト、フレッツ・スポット、イー・アクセス株式会社のADSL回線、関西ブロードバンド株式会社のADSL回線を用いた場合は1ヶ月間のデータ転送量の上りまたは下りのいずれか大きいほうに基づき課金をおこない、他の利用者回線の場合は、接続時間に基づいて課金をおこないます。
- \*8: ADSL1Meプラン、ADSL8Meプラン、ADSL12Meプラン、ADSL12MKプラン、ADSL24Meプラン、ADSL40Me、ADSL47Maプランは、東日本電信電話株式会社または西日本電信電話株式会社の提供するフレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL、Bフレッツを利用者回線として本サービスを利用できません。
- \*9: ADSL1Meプランは、イー・アクセス株式会社のADSL回線に係るもので、下り方向について最大1024kbpsまで、上り方向については最大512kbpsまでの符号転送が可能です。
- \*10: ADSL8Meプランは、イー・アクセス株式会社のADSL回線に係るもので、下り方向について最大8064kbpsまで、上り方向については最大1024kbpsまでの符号転送が可能です。
- \*11: ADSL12Meプランは、イー・アクセス株式会社のADSL回線に係るもので、下り方向について最大12000kbpsまで、上り方向については最大1024kbpsまでの符号転送が可能です。
- \*12: ADSL24Meプランは、イー・アクセス株式会社のADSL回線に係るもので、下り

方向について最大 24Mbps まで、上り方向については最大 1Mbps までの符号転送が可能です。

- \* 1 3 : ADSL 40Me プランは、イー・アクセス株式会社の ADSL 回線に係るもので、下り方向について最大 40Mbps まで、上り方向については最大 1Mbps までの符号転送が可能です。
- \* 1 4 : 1 時間以上の無通信状態があった場合、または接続を連続 24 時間以上おこなった場合は自動切断します。(利用者回線にイー・アクセス株式会社の ADSL 回線を使用した場合を除く。)
- \* 1 5 : フルタイムプランおよびブロードバンドスタンダードプランは、以下を利用者回線として本サービスを利用することが可能です。
  - ・東日本電信電話株式会社の提供する「Mフレッツメイト」
  - ・西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ・スポット」
- \* 1 6 : モバイル専用プランおよびモバイル専用識別符号の利用は携帯電話(パケット通信を除く)・PHS を介して当社のアクセスポイントに接続する場合、および東日本電信電話株式会社の提供する「Mフレッツメイト」、西日本電信電話株式会社の提供する「フレッツ・スポット」を利用者回線として本サービスを利用する場合に限ります。
- \* 1 7 : ADSL 12MK プランは、関西ブロードバンド株式会社の ADSL 回線に係るもので、下り方向 12Mbps まで、上り方向については最大 1Mbps までの符号転送が可能です。
- \* 1 8 : ADSL 47Ma プランは、株式会社アッカ・ネットワークスの ADSL 回線に係るもので、下り方向について最大 47Mbps まで、上り方向については最大 3Mbps までの符号転送が可能です。
- \* 1 9 : ADSL 47Ma プランは、料金月の下り方向の符号転送量が 1GB 未満の場合、翌料金月の ADSL 47Ma プランの基本料金から 500 円分を減額いたします。減額は、平成 17 年 11 月度までとします。

11-2. 本邦と外国との間でおこなわれるダイヤルアウト通信料

国および地域名	1 の通信につき接続通信時間 1 分まで毎 に (単位 : 円)
アイスランド共和国	70
アイルランド	20
アゼルバイジャン共和国	70
アゾレス諸島	35
アフガニスタン・イスラム国	160
アメリカ合衆国 (ハワイを除きます。)	9
アラブ首長国連邦	50
アルジェリア民主人民共和国	127
アルゼンチン共和国	50
アルバ	80
アルバニア共和国	120
アルメニア共和国	202
アンギラ	80
アンゴラ共和国	45
アンティグア・バーブーダ	80
アンドラ公国	41
イエメン共和国	140
イスラエル国	30
イタリア共和国	20
イラク共和国	225
イラン・イスラム共和国	80
インド	80
インドネシア共和国	45
ウガンダ共和国	50
ウクライナ	50
ウズベキスタン共和国	100
ウルグアイ東方共和国	60
英領バージン諸島	55
エクアドル共和国	60
エジプト・アラブ共和国	75
エストニア共和国	80
エチオピア連邦民主共和国	150

エリトリア国	125
エルサルバドル共和国	60
オーストラリア	20
オーストリア共和国	30
オマーン国	80
オランダ王国	20
オランダ領アンティール	70
ガーナ共和国	70
カーボベルデ共和国	75
カザフスタン共和国	70
カタール国	112
カナダ	10
カナリア諸島	30
ガボン共和国	70
カメルーン共和国	80
ガンビア共和国	115
カンボジア王国	90
ギニア共和国	70
キプロス共和国	45
キューバ共和国	112
ギリシャ共和国	35
キリバス共和国	155
キルギス共和国	140
グアテマラ共和国	50
グアドループ島	75
グアム	20
クウェート国	80
クック諸島	155
グリーンランド	91
クリスマス島	20
グルジア	101
グレート・ブリテンおよび北部アイルランド連合王国	20
クロアチア共和国	101
ケイマン諸島	70
ケニア共和国	75



コートジボワール共和国	80
ココス・キーリング諸島	20
コスタリカ共和国	35
コモロ・イスラム連邦共和国	80
コロンビア共和国	45
コンゴ共和国	150
コンゴ民主共和国	75
サイパン	30
サウジアラビア王国	80
サモア独立国	80
サントメ・プリンシペ民主共和国	200
ザンビア共和国	70
サンピエール島・ミクロン島	50
サンマリノ共和国	60
シエラレオネ共和国	175
ジブチ共和国	125
ジブラルタル	90
社会主義人民リビア・アラブ国	70
ジャマイカ	75
シリア・アラブ共和国	110
シンガポール共和国	30
ジンバブエ共和国	70
スイス連邦	40
スウェーデン王国	20
スーダン共和国	125
スペイン	30
スペイン領北アフリカ	30
スリナム共和国	80
スリランカ民主社会主義共和国	75
スロバキア共和国	45
スロベニア共和国	100
エスワティニ王国	45
赤道ギニア共和国	120
セネガル共和国	125
セントピントおよびグレンディン諸島	80

ソマリア民主共和国	125
ソロモン諸島	159
タイ王国	45
大韓民国	30
台湾	30
タジキスタン共和国	60
タンザニア連合共和国	80
チェコ共和国	45
チャド共和国	250
中華人民共和国	30
チュニジア共和国	70
朝鮮民主主義人民共和国	129
チリ共和国	35
ツバル	120
デンマーク王国	30
ドイツ連邦共和国	20
トーゴ共和国	110
トケラウ諸島	159
ドミニカ共和国	35
トリニダード・トバゴ共和国	55
トルクメニスタン	110
トルコ共和国	45
トンガ王国	105
ナイジェリア連邦共和国	80
ナウル共和国	110
ナミビア共和国	80
ニカラグア共和国	55
ニジェール共和国	70
ニューカレドニア	100
ニュージーランド	25
ネパール王国	106
ノーフォーク島	79
ノルウェー王国	20
バーレーン国	80
ハイチ共和国	75

パキスタン・イスラム共和国	70
バチカン市国	20
パナマ共和国	55
バヌアツ共和国	159
バハマ国	35
パプアニューギニア	50
バミューダ諸島	50
パラオ共和国	100
パラグアイ共和国	60
バルバドス	75
ハワイ	9
ハンガリー共和国	35
バングラデシュ人民共和国	70
東ティモール	126
フィジー共和国	50
フィリピン共和国	35
フィンランド共和国	30
ブータン王国	70
プエルトリコ	40
フェロー諸島	75
フォークランド諸島	190
ブラジル連邦共和国	30
フランス共和国	20
フランス領ギアナ	50
フランス領ポリネシア	50
フランス領ワリス・フテュナ諸島	230
ブルガリア共和国	80
ブルキナファソ	80
ブルネイ・ダルサラーム国	62
ブルンジ共和国	70
米領サモア	50
米領バージン諸島	20
ベトナム社会主義共和国	85
ベナン共和国	80
ベネズエラ共和国	50

ベラルーシ共和国	80
ベリーズ	55
ペルー共和国	55
ベルギー王国	20
ポーランド共和国	40
ボスニア・ヘルツェゴビナ	60
ボツワナ共和国	75
ボリビア共和国	55
ポルトガル共和国	35
香港	30
ホンジュラス共和国	65
マーシャル諸島共和国	110
マイヨット島	150
マカオ	55
マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国	80
マダガスカル共和国	160
マディラ諸島	35
マラウイ共和国	127
マリ共和国	55
マルタ共和国	70
マルチニーク島	55
マレーシア	30
ミクロネシア連邦	79
南アフリカ共和国	75
ミャンマー連邦	90
メキシコ合衆国	35
モーリシャス共和国	70
モーリタニア・イスラム共和国	80
モザンビーク共和国	127
モナコ公国	25
モルディヴ共和国	105
モロッコ王国	70
モンゴル国	60
ユーゴスラビア連邦共和国	120
ヨルダン・ハシミテ王国	110

ラオス人民民主共和国	105
ラトビア共和国	90
リトアニア共和国	60
リヒテンシュタイン公国	30
リベリア共和国	75
ルーマニア	60
ルクセンブルク大公国	35
ルワンダ共和国	125
レソト王国	70
レバノン共和国	112
レユニオン	70
ロシア連邦	45
<p>1 外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。</p> <p>2 この表に定める料金については、第 32 条（消費税の取扱い）の規定にかかわらず、消費税課税対象外とします。</p>	

別表－２ 本サービスの基本的な技術的事項

１．物理的条件、相互接続回路および電気的特性の条件

回線種類	品目	物理的条件	相互接続回路	
専用線	64Kbps	２線式インターフェイス	TTC 標準 JT-G961 準拠	
	128Kbps	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	TTC 標準 JT-I430-a 準拠	
		８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10Base-T 準拠	
	192Kbps	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS10173 準拠)	TTC 標準 JT-I431-a 準拠	
	256Kbps	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10Base-T 準拠	
	384Kbps			
	512Kbps	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100Base-TX 準拠	
	768Kbps	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)		
	1Mbps	UTP-MIC(RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbps NRZI 符号	
	ATM 回線	ATM 回線	BNC 同軸コネクタ (JIS 規格 C5412-1976CNC02 準拠)	44.736Mbps B3ZS 符号
			F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	155.520Mbps NRZ 符号
			８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3 10Base-T 準拠
			８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100Base-TX 準拠
			UTP-MIC(RJ45) (ISO/IEC603-7 準拠)	25.6Mbps NRZI 符号
	100Mbps イーサ	８ピンコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3u 100Base-TX 準拠	
1Gbps イーサ	SC コネクタ ２芯	IEEE802.3z 1000Base-SX 準拠		
ADSL 回線		２線式インターフェイス	ITU-T G.992.1 AnnexC 準拠 ITU-T G.992.1 AnnexI 準拠 ITU-T G.992.2 AnnexC 準拠	
公衆回線、ISDN 回線、				

携帯電話、PHS、フレッツ・ ISDN/ADSL、B フレッツ、M フレッツメイト、フレッツ・ スポ ット	各第一種電気通信事業者の技術的条件に準ずる
---	-----------------------

2. 基本的な通信手順の種類

通信手順の種類
T C P / I P, P P P